

2021年12月13日

NTN株式会社

当社における独占禁止法遵守に係る内部統制について

当社は、産業機械用軸受及び自動車用軸受に係る独占禁止法違反事件に関連して提起された株主代表訴訟における令和3年3月29日付け和解(当社は利害関係人として参加)に基づき、原告に対し、当社における独占禁止法の遵守に係る内部統制に関する取組内容を開示し、原告から、当該開示内容を踏まえ、当社における独占禁止法の遵守に係る内部統制のあり方等について、以下の提言を受けました。

原告の提言内容（要旨）

当社では、独占禁止法違反行為廃絶に向けた真摯な取組が実施され、不都合な事実とも向き合おうとする姿勢が表れており、当社の取組状況は競合他社はもちろんあらゆる日本企業の中でも先進的なものであると考える。

ただ、改善の余地がないとまでは言えないと考えるので、以下、より一層コンプライアンス意識を高める措置の実施を提言する。

- ①コンプライアンスの意識を高める取組の内容につき、単なる「儀礼」とならないよう、工夫をすること。
- ②競合他社との会合等への出席に係る事前許可制度（以下「事前許可制度」という）につき、報告義務の範囲を拡大すること。
- ③事前許可制度の周知・徹底を図る措置を実施すること。
- ④事前許可制度に関する研修内容の充実を図ること。
- ⑤課徴金減免制度の申請のための対応プログラムを策定し研修を実施すること。
- ⑥社内処分減免制度の要件を見直し又は社内処分減免制度の周知を図ること。

当社は、従前よりコンプライアンス等に関する種々の施策を講じているところでありますが、上記提言を踏まえ、当社は、次のとおり対応することにより、引き続き法令遵守に努めてまいります。

当社の対応（要旨）

- ①コンプライアンスの意識を一層高めるため、社長によるメッセージ動画を配信する等、種々の取組が単なる「儀礼」とならないよう、工夫をしております。
- ②事前許可制度については、当社役職員が不適切な会合等に出席することのないよう、その実効性の確保に努めてまいります。
- ③事前許可制度につき、周知活動の頻度を高める等の取組を実施することにより、認知度を更に高めてまいります。
- ④競合他社との接触によって何が問題となるのか、一層具体的にイメージできるような研修を実施しております。
- ⑤課徴金減免制度の申請のための対応プログラムを策定し研修を実施しております。
- ⑥社内処分減免制度が有効に機能するよう、その周知を図る取組を実施しております。

当社は、過去における独占禁止法違反事件を厳粛に受け止め、これを教訓とし、今後も風化させることなく、独占禁止法遵守のための内部統制システムを実効的に維持し、一層のコンプライアンス経営の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上